



## 富山県告示第419号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和5年11月22日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
まちだ矯正歯科	砺波市山王町11番6号	育成医療、更生医療	歯科矯正	令和5年11月11日
あいびい薬局小馬出店	高岡市小馬出町68番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和5年11月1日
チューリップ石動薬局	小矢部市石動町1番6号	育成医療、更生医療	調剤	令和5年11月1日
いみず薬局ひばり調剤	射水市戸破2596番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和5年11月1日

## 富山県告示第420号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和5年11月22日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			

ひかり薬局栄町店	砺波市栄町 119番地	育成医療、更生医療	調剤	令和5年11月1日
ふれあい新湊薬局	射水市本町一丁目13番4号	育成医療、更生医療	調剤	令和5年11月1日

## 富山県告示第421号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月22日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村押場字向山6の3、6の4（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 解除の理由

ダムを管理するために欠くことができない付帯施設の設置のため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

